

議事日程第1号

平成23年4月28日（木）午後1時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 発議案第 3 号 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第 71 号 専決処分につき承認を求めることについて
- 第 5 議案第 72 号 専決処分につき承認を求めることについて
- 第 6 議案第 73 号 専決処分につき承認を求めることについて
- 第 7 議案第 74 号 専決処分につき承認を求めることについて
- 第 8 議案第 75 号 専決処分につき承認を求めることについて
- 第 9 議案第 76 号 専決処分につき承認を求めることについて
- 第 10 議案第 77 号 専決処分につき承認を求めることについて
- 第 11 閉会中の継続調査について
- 第 12 議員派遣について

議員派遣報告書

平成 23 年 4 月 28 日

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 13 項及び盛岡市議会会議規則第 117 条第 1 項ただし書の規定に基づき、議長において次のとおり議員派遣の決定をしたので報告する。

1 沿岸被災市見舞

- (1) 派遣目的 東日本大震災にかかる盛岡市議会から沿岸被災市への義援金の贈呈
- (2) 派遣場所 久慈市, 宮古市, 釜石市, 大船渡市, 陸前高田市
- (3) 派遣期間 平成 23 年 4 月 18 日及び 4 月 19 日 (2 日間)
- (4) 派遣議員 佐藤妙子副議長

2 市内避難施設訪問

- (1) 派遣目的 東日本大震災に伴う被災者の激励及び受け入れ状況の確認等
- (2) 派遣場所 盛岡市
- (3) 派遣期間 平成 23 年 4 月 22 日
- (4) 派遣議員 佐藤妙子副議長, 村田芳三議員, 鈴木一夫議員, 佐々木信一議員, 豊村徹也議員, 鈴木礼子議員, 伊達康子議員, 守谷祐志議員

平成 23 年 4 月盛岡市議会臨時会審議予定(案)

日 程	月 日	曜	審 議 要 領
第 1 日	4 月 28 日	木	<p>本会議 午後 1 時開会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○議案審議 <ol style="list-style-type: none"> 1 発議案第 3 号を議題とし，提案理由の説明及び委員会付託を省略して審議・表決する。 2 議案第 71 号から議案第 77 号まで 7 件を一括議題とし，当局の説明を求めた後，委員会付託を省略して審議・表決する。 ○閉会中の継続調査について ○議員派遣について ○閉 会

発議案第3号

盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成23年4月28日

提出者	盛岡市議会議員	熊谷喜美男
賛成者	盛岡市議会議員	高橋重幸
〃	〃	竹田浩久
〃	〃	鈴木一夫
〃	〃	伊勢志穂
〃	〃	佐々木信一
〃	〃	村田芳三
〃	〃	中村一
〃	〃	庄子春治
〃	〃	豊村徹也
〃	〃	工藤由春
〃	〃	伊達康子
〃	〃	守谷祐志

盛岡市議会議長 佐藤栄一様

盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 10 議長、副議長及び議員の報酬は、平成23年5月1日から平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成23年法律第2号）第1条第1項に規定する特例選挙期日の前日までの間、第1条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 議長 月額67万 5,500円
- (2) 副議長 月額61万 2,800円
- (3) 議員 月額58万 6,200円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

議長、副議長及び議員の報酬を一定期間減額しようとするものである。

議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 71 号	専決処分につき承認を求めることについて……………	1
議案第 72 号	専決処分につき承認を求めることについて……………	別冊
議案第 73 号	専決処分につき承認を求めることについて……………	別紙
議案第 74 号	専決処分につき承認を求めることについて……………	4
議案第 75 号	専決処分につき承認を求めることについて……………	5
議案第 76 号	専決処分につき承認を求めることについて……………	6
議案第 77 号	専決処分につき承認を求めることについて……………	7

議案第 71 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年 4 月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

平成22年度盛岡市一般会計補正予算（第 7 号）について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年 3 月31日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

平成22年度盛岡市一般会計補正予算（第 7 号）

平成22年度盛岡市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 1 表繰越明許費補正」による。

第 1 表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	LAN網構築整備事業	2,999
		財産管理事務	2,729
		庁舎管理事務	6,231
8 土木費	3 河川費	都市基盤河川改良事業	6,119

2 変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
2 総務費	1 総務管理費	コミュニティ施設管理運営事業	17,300	20,517
3 民生費	1 社会福祉費	老人福祉施設整備助成事業	33,039	35,892
		老人福祉センター施設整備事業	1,694	2,831
		(仮称) 築川老人福祉センター建設事業	12,635	12,831
		男女共同参画推進事業	2,966	8,426
	2 児童福祉費	児童館整備事業	2,120	4,573
		(仮称) 築川児童センター建設事業	19,952	20,246
		保育所管理運営事業	5,512	6,663
4 衛生費	2 清掃費	廃棄物処分場管理運営事業	16,800	19,380
		余熱利用健康増進センター管理運営事業	6,000	6,191
8 土木費	2 道橋りょう費	道路新設改良事業	35,100	44,005
		岩手公園開運橋線道路整備事業	32,907	64,157
		厨川駅地下自由通路整備事業	119,484	121,782
		好摩駅周辺整備事業	77,000	145,364
	4 都市計画費	都南中央第三地区土地区画整理事業	79,000	82,040
		太田地区土地区画整理事業	325,975	376,432
		梨木町上米内線街路事業	250,200	250,700
		明治橋大沢川原線街路事業	67,176	127,202

款	項	事業名	補正前	補正後
		盛岡駅青山線街路事業	34,615	40,055
		明治橋山岸線街路事業	124,347	125,388
		都市公園整備事業	11,310	21,681
		盛岡南地区都市開発整備事業	2,000	28,454
		盛岡駅西口地区駐車場管理運営事業	4,200	5,800
		鉄道利用推進事務	2,116	3,220
		バス利用促進事務	1,400	2,450
	5 住宅費	市営住宅リフォーム事業	10,905	29,304
10 教育費	6 社会教育費	歴史文化施設整備事業	13,173	71,343
		図書館資料整備事業	9,225	11,917
		図書館活動事業	4,900	5,109

議案第 74 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年 4 月 28 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市市税条例の一部改正について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年 3 月 31 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市税条例の一部を改正する条例

盛岡市市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 139条第 2 項中「50万円」を「51万円」に改め、同条第 3 項中「13万円」を「14万円」に改め、同条第 4 項中「10万円」を「12万円」に改める。

第 147条中「50万円」を「51万円」に、「13万円」を「14万円」に、「10万円」を「12万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市市税条例の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 75 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年 4 月 28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市国民健康保険条例の一部改正について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年 3 月 31日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

盛岡市国民健康保険条例（昭和34年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「35万円」を「39万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

議案第 76 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年 4 月 28 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市火葬場条例の一部改正について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めためたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年 3 月 31 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市火葬場条例の一部を改正する条例

盛岡市火葬場条例（昭和33年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（使用料の減免）

第 4 条の 2 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 77 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年 4 月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例の一部改正について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年 3 月31日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例（昭和51年条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第38条を附則第39条とし、附則第37条の次に次の 1 条を加える。

（平成23年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定）

第38条 昭和37年11月30日以前の通算退職年金で平成23年 3 月31日において現に支給されているものについては、同年 4 月分以降、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を 240で除し、これに当該通算退職年金に係る在職期間の月数を乗じて得た額に改定する。

- (1) 73万 2,720円に国民年金法（昭和34年法律第 141号）第27条に規定する改定率を乗じて得た額（その額に 5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額）
 - (2) 通算退職年金の仮定給料月額（附則第20条第 1 項第 2 号に規定する通算退職年金の仮定給料月額に附則別表第15の左欄に掲げる者の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額をいう。）の 1,000分の 9.5に相当する額に 240を乗じて得た額
- 2 前項の場合において、その者に係る同項第 2 号の規定による額が、附則第29条第 1 項第 2 号の規定により得た額に 0.994を乗じて得た額より少ないときは、前項第 2 号の規定による額は、同項の規定にかかわらず、同条第 1 項第 2 号の規定により得た額に 0.994を乗じて得た額とする。
- 3 前 2 項の規定により算定された通算退職年金が前条の規定により得た額に 0.996を乗じて得た額より少ないときは、当該通算退職年金は、同条の規定により得た額に 0.996を乗じて得た額とする。

- 4 昭和37年11月30日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で平成23年3月31日において現に支給されているものについては、同年4月分以降、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前3項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の100分の50に相当する額に改定する。

附則に次の1表を加える。

附則別表第15（附則第38条関係）

昭和5年4月1日以前に生まれた者	1.204
昭和5年4月2日から昭和6年4月1日までの間に生まれた者	1.214
昭和6年4月2日から昭和7年4月1日までの間に生まれた者	1.240
昭和7年4月2日から昭和8年4月1日までの間に生まれた者	1.246
昭和8年4月2日から昭和10年4月1日までの間に生まれた者	1.246
昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までの間に生まれた者	1.251
昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までの間に生まれた者	1.261
昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までの間に生まれた者	1.272
昭和13年4月2日以後に生まれた者	1.276

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

議案第72号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年4月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

平成22年度盛岡市下水道事業会計補正予算（第4号）について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成23年3月31日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

平成22年度盛岡市下水道事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 平成22年度盛岡市下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 平成22年度盛岡市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「3,524,787千円」を「3,524,760千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	3,421,628千円	△452,500千円	2,969,128千円
第1項 企業債	1,973,700千円	△452,500千円	1,521,200千円
	支	出	
第1款 資本的支出	6,946,415千円	△452,527千円	6,493,888千円
第2項 企業債償還金	4,435,617千円	△452,527千円	3,983,090千円

（企業債）

第3条 予算第6条の表の起債の限度額を次のように改める。

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
公的資金補償金免除繰上償還に係る借換債	452,500千円	0千円	借入先 財務省、銀行その他 借入方法 証書借入又は証券発行 借入時期 平成22年度 ただし、財政の都合等により起債金額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	年 4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金その他借入先の融資条件による。 ただし、財政又は借入先の都合並びに金融の状態により繰り上げ償還し、又は償還年限を短縮し若しくは低利に借換えることができる。
合計	1,973,700千円	1,521,200千円			

平成22年度盛岡市下水道事業会計予算実施計画（補正第4号）

資本的収入及び支出

収 入

（単位 千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1	資本的収入		3,421,628	△ 452,500	2,969,128		
		1	企業債	1,973,700	△ 452,500	1,521,200	
			1	建設 企業債	1,773,700	△ 452,500	1,321,200

支 出

（単位 千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1	資本的支出		6,946,415	△ 452,527	6,493,888		
		2	企業債 償還金	4,435,617	△ 452,527	3,983,090	
			1	企業債 償還金	4,435,617	△ 452,527	3,983,090

平成22年度盛岡市下水道事業会計資金計画（補正第4号）

（単位 千円）

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
受 入 資 金	17,133,425	△ 452,500	16,680,925
1 事業収益	6,954,985	0	6,954,985
(1) 下水道使用料	(3,891,979)	(0)	(3,891,979)
(2) その他営業収益	(2,158,192)	(0)	(2,158,192)
(3) 営業外収益	(904,814)	(0)	(904,814)
2 前年度以前未収金	644,814	0	644,814
3 建設企業債	2,109,900	△ 452,500	1,657,400
4 その他企業債	200,000	0	200,000
5 負担金及び分担金	591,018	0	591,018
6 補助金	1,226,543	0	1,226,543
7 一時借入金	5,000,000	0	5,000,000
8 預り金受入	5,000	0	5,000
9 その他	3,000	0	3,000
10 前年度繰越金	398,165	0	398,165

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
支 払 資 金	16,888,192	△ 452,527	16,435,665
1 事業費	3,964,179	0	3,964,179
(1) 人件費	(422,975)	(0)	(422,975)
(2) 支払利息	(1,626,555)	(0)	(1,626,555)
(3) その他事業費	(1,914,649)	(0)	(1,914,649)
2 前年度以前未払金	785,496	0	785,496
3 建設改良費	2,640,750	0	2,640,750
4 企業債償還金	4,435,617	△ 452,527	3,983,090
5 その他資本的支出	3,537	0	3,537
6 一時借入金返済	5,000,000	0	5,000,000
7 預り金戻出	5,000	0	5,000
8 前払金	30,613	0	30,613
9 たな卸資産購入費	20,000	0	20,000
10 その他	3,000	0	3,000
差 引	245,233	27	245,260

負 債 の 部

3	固定負債		
	(1) 企業債		
	ア 企業債	3,140,979	
	企業債合計		3,140,979
	(2) 引当金		
	ア 退職給与引当金	158,100	
	引当金合計		158,100
	固定負債合計		3,299,079
4	流動負債		
	(1) 未払金		786,295
	(2) その他流動負債		1,609
	流動負債合計		787,904
	負債合計		4,086,983

資 本 の 部

5	資本金		
	(1) 自己資本金		51,480,942
	(2) 借入資本金		
	ア 企業債	55,075,706	
	借入資本金合計		55,075,706
	資本金合計		106,556,648
6	剰余金		
	(1) 資本剰余金		
	ア 国庫, 県補助金	4,824,087	
	イ 受益者負担金及び分担金	571,237	
	ウ 工事負担金	929,565	
	エ 受贈財産評価額	19,133,117	
	オ その他資本剰余金	2,169,583	
	資本剰余金合計		27,627,589
	(2) 欠損金		
	ア 当年度未処理欠損金	3,629,644	
	欠損金合計		3,629,644
	剰余金合計		23,997,945
	資本合計		130,554,593
	負債資本合計		134,641,576

議案第 73 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年 4 月 28 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

平成22年度盛岡市病院事業会計補正予算（第 2 号）について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年 3 月 31 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

平成22年度盛岡市病院事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 平成22年度盛岡市病院事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（たな卸資産の購入限度額）

第 2 条 平成22年度盛岡市病院事業会計予算第10条に定めたたな卸資産の購入限度額「 701,574 千円」を「 714,689 千円」に改める。

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成23年 4 月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

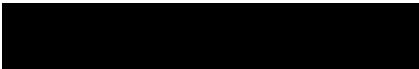
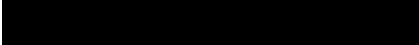
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年 3 月30日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金29,400円也
- 3 損害賠償の原因

平成23年 2 月14日緑が丘幼児公園において剪定作業中、剪定した枝が落下し駐車場屋根の一部を損傷したことによる。

報告第 9 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成23年4月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

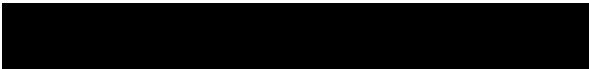

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年3月30日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 492,450円也
- 3 損害賠償の原因

平成23年1月27日盛岡市玉山区川崎地内において、市道渋民好摩線を市所有の除雪車が作業中、消火栓を破損させたことによる。

報告第 10 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成23年4月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

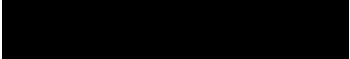

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年3月30日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 159,170円也
- 3 損害賠償の原因

平成23年1月28日盛岡市玉山区渋民字鶴塚地内において、市道鶴飼渋民線を市所有の除雪車が作業中、フェンスを損傷させたことによる。

報告第 11 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成23年 4 月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書



損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年 4 月19日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 7,650円也
- 3 損害賠償の原因

平成23年 2 月 9 日盛岡市上厨川字前潟地内において、市道上厨川長橋町線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 12 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成23年 4 月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

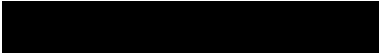

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年 4 月19日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金12,023円也
- 3 損害賠償の原因

平成23年 2 月11日盛岡市上厨川字幅地内において、市道長橋町 6 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 13 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成23年 4 月 28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

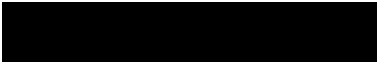

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年 4 月 19日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金27,225円也
- 3 損害賠償の原因

平成23年 2 月 12日盛岡市上厨川字幅地内において、市道長橋町 6 号線を自動車で走行中、道路に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 14 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成23年 4 月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書



損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年 4 月19日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金10,850円也
- 3 損害賠償の原因

平成23年 2 月12日盛岡市上厨川字幅地内において、市道長橋町 6 号線を自動車で走行中、道路に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 15 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成23年 4 月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

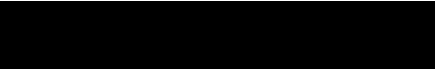

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年 4 月19日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金11,665円也
- 3 損害賠償の原因

平成23年 2 月12日盛岡市上厨川字幅地内において、市道長橋町 6 号線を自動車で走行中、道路に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 16 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成23年 4 月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年 4 月19日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金25,170円也
- 3 損害賠償の原因

平成23年 2 月19日盛岡市上鹿妻字野中地内において、市道上鹿妻48号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 17 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成23年 4 月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市防災会議条例及び盛岡市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年 3 月31日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市防災会議条例及び盛岡市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

（盛岡市防災会議条例の一部改正）

第 1 条 盛岡市防災会議条例（昭和37年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 項第 3 号の 2 中「盛岡地区広域行政事務組合」を「盛岡地区広域消防組合」に改める。

（盛岡市交通安全対策会議条例の一部改正）

第 2 条 盛岡市交通安全対策会議条例（昭和46年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項第 4 号中「盛岡地区広域行政事務組合」を「盛岡地区広域消防組合」に改める。

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

報告第 18 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成23年 4 月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年 3 月31日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 6 年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 3 中「同条第 8 項」を「同条第 9 項」に、「第 9 条の 3 第 7 項」を「第 9 条の 3 第 8 項」に改める。

第 6 条の 4 第 5 号中「第 9 条の 3 第 7 項」を「第 9 条の 3 第 8 項」に改める。

第10条の 2 第 1 項中「第12条第 7 項」を「第12条第 9 項」に改める。

第21条の 6 第 1 項中「第12条第 3 項」を「第12条第 5 項」に改める。

第21条の 8 第 1 項中「第15条の 2 の 4」を「第15条の 2 の 5」に改める。

第21条の11第 1 項第 1 号及び第 2 号中「第15条の 2 の 5 第 1 項」を「第15条の 2 の 6 第 1 項」に、「第15条の 2 の 4」を「第15条の 2 の 5」に改める。

第29条の 6 第 1 項中「第15条の 2 の 5 第 1 項」を「第15条の 2 の 6 第 1 項」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第15条の 2 の 6」を「第15条の 2 の 7」に改め、同条第 4 項第 3 号中「第31条第 7 項」を「第32条の 2 第 7 項」に改める。

別表19の項中「第15条の 2 の 5 第 1 項」を「第15条の 2 の 6 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

平成 23 年 4 月 28 日

盛岡市議会議長 佐藤 栄一 様

議会運営委員長 熊谷 喜美男

閉会中の継続調査申出書

本委員会所管の下記事件は、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 68 条の規定により申し出ます。

記

事 件	理 由	期 間
(1) 議会運営について (2) 議会の会議規則, 委員会に関する事項について (3) 議長の諮問に関する事項について	調査検討を要する	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成 23 年法律第 2 号)第 1 条第 1 項に規定する特例選挙期日の前日まで

平成 23 年 4 月 28 日

盛岡市議会議長 佐藤 栄 一 様

総務常任委員長 菊 田 隆

閉会中の継続調査申出書

本委員会所管の下記事件は、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 68 条の規定により申し出ます。

記

事 件	理 由	期 間
(1) 行政組織及び事務能率について (2) 消防団及び防災について (3) 総合計画及び財政計画等について (4) 広聴及び広報について (5) 交通安全について (6) 国際交流について (7) 青少年及び女性に関する施策について (8) 市民活動及び消費生活について (9) 国民健康保険及び国民年金について (10) その他総務常任委員会の所管に属する事項について	調査検討を要する	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する特例選挙期日の前日まで

平成 23 年 4 月 28 日

盛岡市議会議長 佐藤 栄 一 様

教育福祉常任委員長 細川 光 正

閉会中の継続調査申出書

本委員会所管の下記事件は、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 68 条の規定により申し出ます。

記

事 件	理 由	期 間
(1) 保健衛生について (2) 社会福祉及び社会保障について (3) 病院事業運営等について (4) 学校教育及び社会教育等について (5) 保健体育等について (6) その他教育福祉常任委員会の所管に属する事項について	調査検討を要する	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する特例選挙期日の前日まで

平成 23 年 4 月 28 日

盛岡市議会議長 佐藤 栄 一 様

産業環境常任委員長 竹 田 浩 久

閉会中の継続調査申出書

本委員会所管の下記事件は、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 68 条の規定により申し出ます。

記

事 件	理 由	期 間
(1) 環境施策について (2) 環境保全及び公害防止について (3) 廃棄物処理及び清掃について (4) 農林業、商工業及び観光物産等 について (5) 市場運営等について (6) その他産業環境常任委員会の所 管に属する事項について	調査検討を要する	平成二十三年東北地方 太平洋沖地震に伴う地 方公共団体の議会の議 員及び長の選挙期日等 の臨時特例に関する法 律（平成 23 年法律第 2 号）第 1 条第 1 項に規定 する特例選挙期日の前 日まで

平成 23 年 4 月 28 日

盛岡市議会議長 佐藤 栄一 様

建設常任委員長 藤澤 由蔵

閉会中の継続調査申出書

本委員会所管の下記事件は、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 68 条の規定により申し出ます。

記

事 件	理 由	期 間
(1) 道路及び河川等について (2) 交通施策について (3) 住宅について (4) 都市計画及び公園について (5) 土地区画整理及び市街地の再開 発について (6) 上下水道について (7) その他建設常任委員会の所管に 属する事項について	調査検討を要する	平成二十三年東北地方 太平洋沖地震に伴う地 方公共団体の議会の議 員及び長の選挙期日等 の臨時特例に関する法 律（平成 23 年法律第 2 号）第 1 条第 1 項に規定 する特例選挙期日の前 日まで

議 員 派 遣 書

平成 23 年 4 月 28 日

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 13 項及び盛岡市議会会議規則(昭和 40 年議会規則第 2 号)第 117 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり議員を派遣する。

1 全国市議会議長会第 183 回理事会

- (1) 派遣目的 全国市議会議長会第 183 回理事会への出席
- (2) 派遣場所 東京都
- (3) 派遣期間 平成 23 年 6 月 14 日
- (4) 派遣議員 藤川智美議員

条 例 議 案 の 概 要

—平成 23 年 4 月臨時会—

目 次

議案第 74 号	専決処分につき承認を求めることについて（盛岡市市税条例の一部を改正する条例）	1
議案第 75 号	専決処分につき承認を求めることについて（盛岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例）	6
議案第 76 号	専決処分につき承認を求めることについて（盛岡市火葬場条例の一部を改正する条例）	8
議案第 77 号	専決処分につき承認を求めることについて（盛岡市職員恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）	9

議案第74号

専決処分につき承認を求めることについて

(盛岡市市税条例の一部を改正する条例)

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第 226号）の一部改正に伴い国民健康保険税の基礎課税額限度額、後期高齢者支援金等課税額限度額及び介護納付金課税額限度額を改正しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 基礎課税額限度額を50万円から51万円に改める。
- (2) 後期高齢者支援金等課税額限度額を13万円から14万円に改める。
- (3) 介護納付金課税限度額を10万円から12万円に改める。

3 施行期日

平成23年4月1日

盛岡市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市市税条例 <略> 第3節 国民健康保険税 (保険税の課税額)</p> <p>第139条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額(保険税のうち、国民健康保険に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金の納付に要する費用を除く。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等課税額(保険税のうち、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額(保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)の合算額とする。</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が51万円を超える場合においては、基礎課税額は、51万円とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が14万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、14万円とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険</p>	<p>○盛岡市市税条例 <略> 第3節 国民健康保険税 (保険税の課税額)</p> <p>第139条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額(保険税のうち、国民健康保険に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金の納付に要する費用を除く。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等課税額(保険税のうち、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額(保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)の合算額とする。</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が50万円を超える場合においては、基礎課税額は、50万円とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が13万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、13万円とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険</p>

改正後

の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割の合算額とする。ただし、当該合算額が12万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、12万円とする。

<略>

(保険税の減額)

第147条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第139条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万5,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 1世帯について 1万6,730円

(イ) 特定世帯 1世帯について 8,365円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,340円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別

改正前

の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割の合算額とする。ただし、当該合算額が10万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、10万円とする。

<略>

(保険税の減額)

第147条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第139条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が50万円を超える場合には、50万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が13万円を超える場合には、13万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が10万円を超える場合には、10万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万5,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 1世帯について 1万6,730円

(イ) 特定世帯 1世帯について 8,365円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,340円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別

改正後	改正前
<p>平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯以外の世帯 1世帯について 4,970円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 2,485円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,480円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,690円</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万1,000円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯以外の世帯 1世帯について 1万1,950円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 5,975円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,100円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯以外の世帯 1世帯について 3,550円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 1,775円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,200円</p>	<p>平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯以外の世帯 1世帯について 4,970円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 2,485円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,480円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,690円</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万1,000円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯以外の世帯 1世帯について 1万1,950円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 5,975円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,100円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯以外の世帯 1世帯について 3,550円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 1,775円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,200円</p>

改正後	改正前
<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,350円</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した 金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第138 条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について4,400円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の 区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯以外の世帯 1世帯について 4,780円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 2,390円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険 者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。)1 人について1,240円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別 平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯以外の世帯 1世帯について 1,420円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 710円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,280円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,340円</p> <p><略></p>	<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,350円</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した 金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第138 条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について4,400円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の 区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯以外の世帯 1世帯について 4,780円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 2,390円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険 者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。)1 人について1,240円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別 平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯以外の世帯 1世帯について 1,420円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 710円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,280円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,340円</p> <p><略></p>

議案第75号

専決処分につき承認を求めることについて

(盛岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例)

1 改正の趣旨

出産育児一時金の額を改定しようとするものである。

2 改正の内容

出産に係る出産育児一時金の支給額を「35万円」から「39万円」に改める。

3 施行期日

平成23年4月1日

4 支給件数及び支給総額

年 度	17	18	19	20	21	22
申請件数	266	264	297	247	274	299
支給総額(千円)	79,800	84,900	103,850	88,100	106,643	122,149

盛岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市国民健康保険条例 <略> (出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>39万円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、<u>39万円</u>に、3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p><略></p>	<p>○盛岡市国民健康保険条例 <略> (出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>35万円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、<u>35万円</u>に、3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p><略></p>

議案第 76 号

専決処分につき承認を求めることについて

(盛岡市火葬場条例の一部を改正する条例)

1 改正の趣旨

火葬場の使用料を減免できるようにしようとするものである。

2 改正の内容

市長は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、使用料を減免できることとする。

3 施行期日

公布の日

議案第77号

専決処分につき承認を求めることについて

(盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例)

1 改正の趣旨

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成16年政令第 287号）及び地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成17年政令第83号）の改正に伴い、通算退職年金及び通算遺族年金の額を改めようとするものである。

2 改正の内容

通算退職年金及び通算遺族年金については、平成17年の年平均の全国消費者物価指数に対する平成22年の年平均の全国消費者物価指数の比率を基準としており、この比率がマイナス 0.4%となった。

このことに伴い、平成23年4月以降における地方公務員等共済組合法の年金の額が 0.4%引き下げられたことから、通算退職年金及び通算遺族年金の額の減額改定を行う。

3 施行期日

平成23年4月1日

盛岡市職員恩給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員恩給条例 昭和25年1月1日条例第1号</p> <p><略></p> <p>(平成18年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)</p> <p>第37条 昭和37年11月30日以前の通算退職年金で平成18年3月31日において現に支給されているものについては、同年4月分以降、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を240で除し、これに当該通算退職年金に係る在職期間の月数を乗じて得た額に改定する。</p> <p>(1) 73万2,720円に国民年金法(昭和34年法律第141号)第27条に規定する改定率を乗じて得た額(その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額)</p> <p>(2) 通算退職年金の仮定給料月額(附則第20条第1項第2号に規定する通算退職年金の仮定給料月額に附則別表第14の左欄に掲げる者の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額をいう。)の1,000分の9.5に相当する額に240を乗じて得た額</p> <p>2 前項の場合において、その者に係る同項第2号の規定による額が、附則第29条第1項第2号の規定により得た額に0.998を乗じて得た額より少ないときは、前項第2号の規定による額は、同項の規定にかかわらず、同条第1項第2号の規定により得た額に0.998を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項の規定により算定された通算退職年金が前条の規定により得た額に0.997を乗じて得た額より少ないときは、当該通算退職年金は、同条の規定により得た額に0.997を乗じて得た額とする。</p> <p>4 昭和37年11月30日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で平成18年3月31日において現に支給されているものについては、同年4月分以降、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前3項の規定により</p>	<p>○盛岡市職員恩給条例 昭和25年1月1日条例第1号</p> <p><略></p> <p>(平成18年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)</p> <p>第37条 昭和37年11月30日以前の通算退職年金で平成18年3月31日において現に支給されているものについては、同年4月分以降、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を240で除し、これに当該通算退職年金に係る在職期間の月数を乗じて得た額に改定する。</p> <p>(1) 73万2,720円に国民年金法(昭和34年法律第141号)第27条に規定する改定率を乗じて得た額(その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額)</p> <p>(2) 通算退職年金の仮定給料月額(附則第20条第1項第2号に規定する通算退職年金の仮定給料月額に附則別表第14の左欄に掲げる者の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額をいう。)の1,000分の9.5に相当する額に240を乗じて得た額</p> <p>2 前項の場合において、その者に係る同項第2号の規定による額が、附則第29条第1項第2号の規定により得た額に0.998を乗じて得た額より少ないときは、前項第2号の規定による額は、同項の規定にかかわらず、同条第1項第2号の規定により得た額に0.998を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項の規定により算定された通算退職年金が前条の規定により得た額に0.997を乗じて得た額より少ないときは、当該通算退職年金は、同条の規定により得た額に0.997を乗じて得た額とする。</p> <p>4 昭和37年11月30日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で平成18年3月31日において現に支給されているものについては、同年4月分以降、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前3項の規定により</p>

改正後	改正前
<p>その額を改定するものとした場合の改定年金額の100分の50に相当する額に改定する。</p>	<p>その額を改定するものとした場合の改定年金額の100分の50に相当する額に改定する。</p>
<p><u>(平成23年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)</u></p>	
<p>第38条 昭和37年11月30日以前の通算退職年金で平成23年3月31日において現に支給されているものについては、同年4月分以降、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を240で除し、これに当該通算退職年金に係る在職期間の月数を乗じて得た額に改定する。</p>	
<p>(1) 73万2,720円に国民年金法(昭和34年法律第141号)第27条に規定する改定率を乗じて得た額(その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額)</p>	
<p>(2) 通算退職年金の仮定給料月額(附則第20条第1項第2号に規定する通算退職年金の仮定給料月額に附則別表第15の左欄に掲げる者の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額をいう。)の1,000分の9.5に相当する額に240を乗じて得た額</p>	
<p>2 前項の場合において、その者に係る同項第2号の規定による額が、附則第29条第1項第2号の規定により得た額に0.994を乗じて得た額より少ないときは、前項第2号の規定による額は、同項の規定にかかわらず、同条第1項第2号の規定により得た額に0.994を乗じて得た額とする。</p>	
<p>3 前2項の規定により算定された通算退職年金が前条の規定により得た額に0.996を乗じて得た額より少ないときは、当該通算退職年金は、同条の規定により得た額に0.996を乗じて得た額とする。</p>	
<p>4 昭和37年11月30日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で平成23年3月31日において現に支給されているものについては、同年4月分以降、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前3項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の100分の50に相当する額に改定する。</p>	
<p>第39条 附則第10条から前条までの規定により年金額を改定する場合におい</p>	<p>第38条 附則第10条から前条までの規定により年金額を改定する場合におい</p>

改正後		改正前	
<p>て、これらの規定により算出して得た年額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額をもつて、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた金額をもつてこれらの規定による改定年金額とする。</p>		<p>て、これらの規定により算出して得た年額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額をもつて、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた金額をもつてこれらの規定による改定年金額とする。</p>	
附則別表第14（附則第37条関係）		附則別表第14（附則第37条関係）	
昭和5年4月1日以前に生まれた者	1.218	昭和5年4月1日以前に生まれた者	1.218
昭和5年4月2日から昭和6年4月1日までの間に生まれた者	1.229	昭和5年4月2日から昭和6年4月1日までの間に生まれた者	1.229
昭和6年4月2日から昭和7年4月1日までの間に生まれた者	1.256	昭和6年4月2日から昭和7年4月1日までの間に生まれた者	1.256
昭和7年4月2日から昭和8年4月1日までの間に生まれた者	1.262	昭和7年4月2日から昭和8年4月1日までの間に生まれた者	1.262
昭和8年4月2日から昭和10年4月1日までの間に生まれた者	1.262	昭和8年4月2日から昭和10年4月1日までの間に生まれた者	1.262
昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までの間に生まれた者	1.267	昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までの間に生まれた者	1.267
昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までの間に生まれた者	1.277	昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までの間に生まれた者	1.277
昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までの間に生まれた者	1.287	昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までの間に生まれた者	1.287
昭和13年4月2日以後に生まれた者	1.291	昭和13年4月2日以後に生まれた者	1.291
附則別表第15（附則第38条関係）			
昭和5年4月1日以前に生まれた者	1.204		
昭和5年4月2日から昭和6年4月1日までの間に生まれた者	1.214		
昭和6年4月2日から昭和7年4月1日までの間に生まれた者	1.240		

改正後		改正前
昭和7年4月2日から昭和8年4月1日までの間に生まれた者	1.246	
昭和8年4月2日から昭和10年4月1日までの間に生まれた者	1.246	
昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までの間に生まれた者	1.251	
昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までの間に生まれた者	1.261	
昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までの間に生まれた者	1.271	
昭和13年4月2日以後に生まれた者	1.276	